

奈良県告示第五百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

広陵町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業広陵町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十三年十二月一日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十三年十二月奈良県告示第五百十五号、昭和五十六年六月奈良県告示第二百二号、昭和五十九年八月奈良県告示第三百三十九号、昭和六十二年九月奈良県告示第二百八十五号、昭和六十三年十二月奈良県告示第五百四号、平成元年九月奈良県告示第四百六十六号、平成二年七月奈良県告示第二百三十号、平成八年八月奈良県告示第二百十七号、平成十三年三月奈良県告示第六百号、平成十六年十月奈良県告示第三百七十二号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百三十六号の事業地に広陵町大字安部字市ノ坪及び字横田を加え、広陵町大字南郷字大木、大字三吉字石塚及び字柳ヶ池、大字百濟字池田、大字大野字上ノ山及び字後池、大字中字友田、大字広瀬字東口並びに大字三吉斎音寺方字平ノ花地内において事業地を変更する。